# 第３章　分野別人権施策の推進

## １　女性

（現状と課題）

国連では、女性の人権を世界各国の共通した課題として、女性の地位向上のための世界行動計画や女性差別撤廃条約などを採択し、国際的な規模で女性の人権の確立に向けた様々な取組を行っています。

我が国においても、このような国際的な動向を踏まえ、「男女雇用機会均等法」や「男女共同参画社会基本法」、「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律」、「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律」など法制面における整備が行われ、女性の人権保障が進められてきました。また、令和４（2022）年には「困難な問題を抱える女性への支援に関する法律」が成立し、令和６（2024）年４月から、生活困窮や性暴力・性犯罪被害、家庭関係の問題など様々な困難を抱える女性に対し、人権の尊重や擁護、男女平等の視点に立った包括的な支援が行われています。

さらに、令和６（2024）年４月には改正「配偶者暴力防止法」が施行され、保護命令制度が拡充されるなど、ＤＶ被害者の保護が強化されました。また、令和８（2026）年４月には改正「女性活躍推進法」が施行され、男女間賃金差異や女性管理職比率の情報公表の対象が拡大されるなど、女性の職業生活における活躍の更なる推進が図られています。

しかし、女性の権利に関する様々な法律が整備された現在でも、令和８（2026）年９月に発表された世界経済フォーラム（ＷＥＦ）による「ジェンダー・ギャップ指数[1]2026」において、日本は 145 か国中 117 位となり、主要７か国（G7）では最下位となっています。また、令和８（2026）年３月には「第６次男女共同参画基本計画」が策定され、女性の参画拡大や経済的自立、仕事と生活の両立、ジェンダーに基づく暴力の根絶などの取組を進めることとされています。

国際化や高度情報化、少子高齢化などによる社会・経済情勢の変化、ライフスタイルの多様化に対応していく上で、全ての人が互いにその人権を尊重しつつ責任も分かち合い、性別にかかわりなくその個性と能力を十分に発揮することができる男女共同参画社会の実現が必要となっています。

---

1 ジェンダー・ギャップ指数（Gender Gap Index：GGI）とは、経済、教育、保健、政治の４つのデータから各総合値を算出し、それらを単純平均して算出される。0 が完全不平等、1 が完全平等を示す。2026 年の日本の総合スコアは 0.670 だった（経済：0.609、政治：0.105、教育：0.994、健康：0.973）。

男女の収入格差や雇用形態等によるひとり親世帯の貧困[2]と子どもの貧困問題は関係性が深く、貧困が原因で子どもが十分な教育を受けられないことにより、成人後や就労後も貧困から脱却できない「貧困の連鎖」の構造も問題となっています。

また、ＤＶは児童虐待や高齢者虐待、障がいのある人の虐待と関係性が深く、女性の人権問題は子ども等の人権問題と大きな関わりがあることから、総合的な施策の推進が重要となります。

性犯罪・性暴力も重大な人権侵害であり、令和４（2022）年には「ＡＶ出演被害防止・救済法」が施行され、令和５（2023）年には性犯罪に関する刑法が改正され、「不同意性交等罪」や「不同意わいせつ罪」が創設されるなど、被害の防止と被害者救済に向けた取組が強化されています。

本市では、平成 19（2007）年に「いといがわ男女共同参画プラン」を策定し、男女がともに協力しながらその個性と能力を発揮して活躍できる地域づくりを展開してきました。また、平成 22（2010）年には「糸魚川市男女共同参画推進委員会条例」を施行して附属機関を設け、市の男女共同参画の効果的な推進を図るための体制を整備してきました。

しかしながら、令和７年度に実施した人権に関する市民意識調査の「女性の人権が守られていないと感じるのはどのようなことか」については、「男女の固定的な役割分担（男は仕事、女は家庭など）の意識」が市民全体では 42.1％、女性のみでは 49.2％となったことからもわかるように、未だに男女の性別で役割を固定的に捉える意識が残っています。固定的な性別役割分担意識や無意識の思い込み（アンコンシャス・バイアス）を解消し、学校、地域、家庭、職場などの様々な場で男女平等意識を浸透させることが課題となっています。

---

[2] ひとり親世帯の貧困：「国民生活基礎調査（令和７年,厚生労働省）」によると、令和６年の貧困線（等価可処分所得の中央値の半分）は 138 万円となっており、ひとり親世帯の「相対的貧困率」（貧困線に満たない世帯員の割合）は 48.1％と、ひとり親以外の子どもがいる現役世帯の 10.7％と比較すると、ポイントが４倍以上となっている。また、「令和３年度全国ひとり親世帯等調査（平成 28 年,厚生労働省）」によると、母子世帯の平均年間世帯収入は 373 万円で、父子家庭の 606 万円と比べおよそ 60.7％となっている。

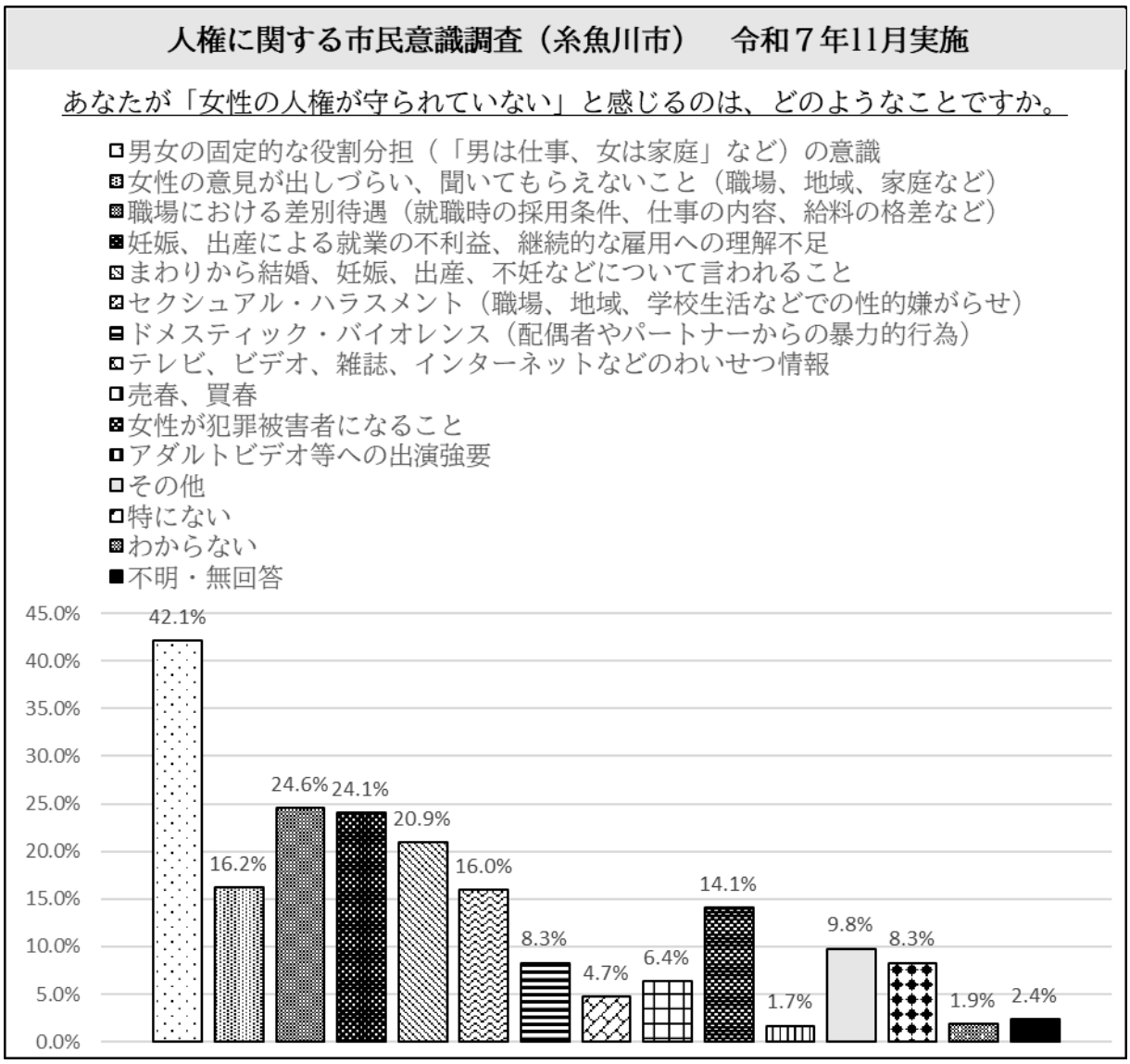


「女性の人権を守るためにはどのようなことが必要だと思うか」については、「男女ともに、働きながら家事や育児、介護などを両立できる環境を充実すること」が53.8%と最も高くなっています。男性も女性も互いにその人権を尊重しながら責任を分かち合い、あらゆる分野でともに個性と能力を十分に発揮していく社会を実現するためには、仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス[3]）の推進がとても重要です。

[3] ワーク・ライフ・バランスとは、労働者の仕事と生活全般の調和を支援するという考え方で、子育てとの凌膣のみならず、独身者も含め、ボランティア活動や自己啓発などの個人で行う領域までを含む広い概念。女性の社会進出、家族形態の多様化、労働者の意識の変化、少子高齢化等を背景に企業の取組や政策面での対応が徐々に進みつつある。

（目標指標）

| 施策指標 | 現状<br>(R7) | 目標<br>(R13) | 根拠ﾃﾞｰﾀ |
|---|---|---|---|
| 家庭生活で、「男女平等になっている」と回答した人の割合(%) | 28.0 | 37.0 | 男女共同参画に関する市民アンケート |
| 男性は仕事、女性は家庭を中心とする方がよいの回答が「そう思わない」と答えた人の割合(%) | 52.8 | 70.0 | |
| 「女性のための相談室」を知っている人の割合（%） | 31.3 | 60.0 | |
| 各種審議会等における女性委員の割合(%) | 25.9 | 40.0 | 内閣府男女平等等推進施策の推進状況調査 |

（施策の方向）

１　男女共同参画の推進に向けた社会づくり

| 推進施策 | 内容 |
|---|---|
| 男女共同参画への理解の促進 | ・男女平等参画社会の実現に向けた広報、啓発活動を推進します。<br>・社会制度・慣行等の見直しと意識の改革を推進します。<br>・男女共同参画に関する男性・女性の理解促進を図ります。 |
| 政策・方針決定過程への女性の参画拡大 | ・市の審議会等への女性の参画を推進します。<br>・市管理職等への女性の積極的登用を推進します。 |
| 地域における男女共同参画の推進 | ・地域活動における男女共同参画を推進します。<br>・防災分野における女性の参画拡大を推進します。 |

２　女性が活躍できる基盤づくり

| 推進施策 | 内容 |
|---|---|

| | |
|---|---|
| 雇用等における男女平等の推進 | ・男女の雇用における均等な機会と待遇の確保など雇用環境の整備を進めます。<br>・職場におけるハラスメント防止に向けた取組を推進します。<br>・多様なライフスタイルに対応した就業環境の整備を進めます。<br>・女性の再就職及び起業支援を行います。 |
| 働き方の見直しと仕事と生活の調和(ワーク・ライフ・バランス)の推進 | ・子育てへの男性の参画の促進や介護休業・休暇の取得を促進します。<br>・多様な形態の働き方を可能とする育児・介護の支援基盤の整備を進めます。 |

３　安心して暮らせる環境づくり

| 推進施策 | 内容 |
|---|---|
| あらゆる暴力の根絶 | ・女性に対する暴力の根絶を目指します。<br>・ＤＶ対策法に基づく計画を策定し、ＤＶへの対応を強化します。<br>・性的な暴力の根絶に向けた対策を推進します。<br>・様々なハラスメント[4]に対する防止対策を推進します。 |
| 困難を抱えた人が安心して暮らせる環境の整備 | ・貧困等生活上の困難に直面する女性等を支援します。<br>・高齢者、障がいのある人、外国人等が安心して暮らせる環境の整備を進めます。 |
| 生涯を通じた健康支援 | ・生涯を通じた健康支援、性差に応じた健康支援を行います。<br>・妊娠・出産等に関する健康支援を行います。 |

[4] 様々なハラスメント：セクシャル・ハラスメント（性的いやがらせ）、パワー・ハラスメント（上司によるいやがらせ）、マタニティ・ハラスメント（妊娠や出産者に対するいやがらせ）など。

## ２　子ども・若者

（現状と課題）

平成元（1989）年の国連総会において採択された「児童の権利に関する条約」は、我が国でも、平成６（1994）年に批准され、平成 28（2016）年の児童福祉法改正により、子どもの人権や自由を尊重し、子どもが「保護される対象」から「権利行使の主体」として明確化されました。さらに、令和４（2022）年には「こども基本法」が成立し、令和５（2023）年４月に施行され、全ての子どもが個人として尊重され、その意見が尊重されることなどが基本理念として定められました。

子育て環境は少子化や核家族化等により子育て機能が低下し、自主性や社会性が育ちにくく、子ども同士の触れ合いや地域とのつながりの希薄化も見られます。また、インターネットやＳＮＳの普及などにより、子どもを取り巻く環境は大きく変化しています。

平成 12（2000）年には「児童虐待の防止等に関する法律」、平成 25（2013）年には「いじめ防止対策推進法」が施行され、対策の強化が図られていますが、現在も児童虐待、いじめ・体罰、有害情報の氾濫や性の商品化などによる子どもの人権侵害が深刻な問題となっています。また、貧困、ヤングケアラー[5]、ニートやひきこもりなど子どもや若者をめぐる問題が複雑化・深刻化している中で、更なる対策が必要です。令和４（2022）年には児童福祉法等が改正され、子育て世帯への包括的な支援体制の強化や、子どもの権利擁護に向けた取組が進められています。また、令和６（2024）年には「子ども・若者育成支援推進法」が改正され、ヤングケアラーが国や地方公共団体等が支援に努めるべき対象として法律上明記されました。

近年、子どもや若者の性犯罪・性暴力被害が大きな社会問題となっています。令和５（2023）年度の国の調査では、不同意性交等の被害にあった時期について、20 歳代が 40.7％と最も多く、18・19 歳が 22.1％、中学卒業から 17 歳までが 17.9％、小学生が 15.0％となっており、若年層の被害が多くなっています。子どもや若者が性犯罪・性暴力の被害者又は加害者にならないための教育が必要となっています。

令和３（2021）年には、「教育職員等による児童生徒性暴力等の防止等に関す

---

[5] ヤングケアラーとは、一般に、本来大人が担うと想定されている家事や家族の世話、介護などを日常的に行っている子どもとされている。

る法律」が成立しました。また、令和５（2023）年には刑法が改正され、「不同意性交等罪」や「不同意わいせつ罪」が創設されるとともに、いわゆる性交同意年齢が 16 歳未満に引き上げられるなど、子どもを性犯罪から守るための法整備が進められました。さらに、令和６（2024）年には「こども性暴力防止法」が成立し、学校や保育所、民間の教育・保育等の事業者において、児童対象性暴力等を防止するための取組を行うこととされています。ＳＮＳを通じた児童買春・児童ポルノ等を含め、児童に対する性的搾取や性的虐待の根絶が求められています。

本市では、市や家庭、地域、学校等が、それぞれの役割を自覚して連携し、０歳から 18 歳まで適時適切な教育と切れ目のない支援を行うため、平成 22（2010）年に「子ども一貫教育基本計画」を策定し、令和６（2024）年度からは第３期計画に基づく取組を進めています。

この計画は、目指す方向性の一つに「豊かな心の育成」を掲げています。また、いじめの未然防止及び早期発見、即時対応等の対策を推進し、一層の取組強化のため、平成 26（2014）年 12 月に「糸魚川市いじめ防止基本方針」を策定、平成 27（2015）年４月に「糸魚川市いじめ防止条例」を制定しました。

また、平成 27（2015）年３月に策定した「糸魚川市子ども・子育て支援事業計画」は、子ども・子育て支援を総合的に推進するものですが令和７年度からは第３期計画に基づく取組を進めています。また、令和５（2023）年 12 月には、国において、子どもの貧困対策や子ども・若者育成支援などを一体的に位置付けた「こども大綱」が策定され、子ども・若者の意見を尊重しながら、こども施策を総合的に推進することとされています。

令和７年度の市民意識調査の「子どもの人権が守られていないと感じるのはどのようなことか」については、「親、同居者が身体的、心理的、性的に虐待すること（育児放棄を含む）」が 41.7％、「子ども同士のいじめ（暴力、仲間はずれ、無視など）」が 38.2％という結果となりました。また、「大人が子どもの意見を無視したり、考えを強制したりすること」も 30.8％となっています。子どもの人権を認め、子ども自身が自分はかけがえのない存在であると感じ、自立して生きていけるよう、子どもの意見や意思を尊重するための取組を進めることが必要です。また、子ども同士が相手のことを尊重し、助け合い、支え合う言動ができるとともに、子ども自身が権利について学ぶことや行使することを通じて、自分の権利を守り自分らしさを実現する力や他者の権利を尊重する力を身に付けることが必要です。

## 人権に関する市民意識調査（糸魚川市）　令和７年11月実施

あなたが「子どもの人権が守られていない」と感じるのは、どのようなことですか。

- 親、同居者がしつけのつもりでの体罰を与えること
- 親、同居者が身体的、心理的、性的に虐待すること （育児放棄を含む）
- 子ども同士のいじめ（暴力、仲間はずれ、無視など）
- いじめをしている人や、いじめられている人を、見て見ぬふりをすること
- 大人が子どもの意見を無視したり、考えを強制したりすること
- 教員による児童生徒への体罰など
- 児童買春、児童ポルノなど
- 性的犯罪の被害
- 家庭の環境や経済的な理由から進学できず、勉強の道が閉ざされること
- 特にない
- わからない
- その他
- 無回答

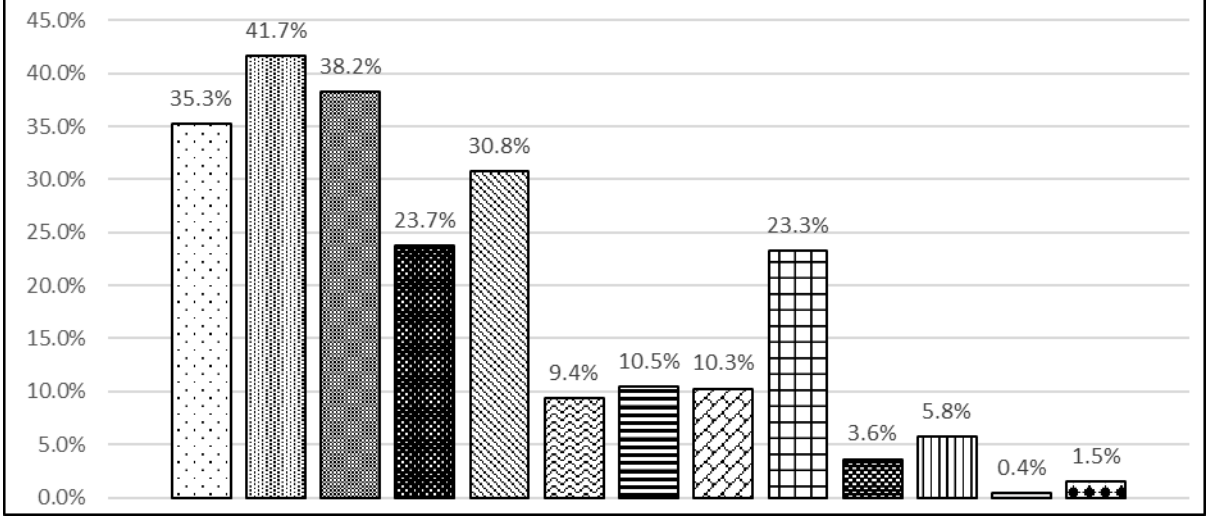

（目標指標）

| 施策指標 | | 現状<br>(R7) | 目標<br>(R13) | 根拠ﾃﾞｰﾀ |
|---|---|---|---|---|
| 子育て環境に、「満足」または「どちらかというと満足」と回答した人の割合(%) | | 33.9 | 70.0 | 子ども・子育て支援に関するアンケート調査 |
| 「自分によいところがある」と思う子どもの割合(%) | 小学６年 | 85.8 | 90.0 | 全国学力・学習状況調査 |
| | 中学３年 | 88.7 | 90.0 | |
| 「いじめはどんな理由があってもだめだ」と思う子どもの割合(%) | 小学６年 | 96.1 | 100.0 | |
| | 中学３年 | 96.1 | 100.0 | |
| 「自分の思っていることや感じていることをきちんと言葉で表すことができる」と思うこどもの割合(%) | 小学６年 | 80.0 | 83.0 | |
| | 中学３年 | 92.2 | 95.0 | |
| 認知したいじめの解消率（%） | | 72.0 | 80.0 | 学校教育課資料 |
| 不登校の児童生徒数（人） | 小学校 | 9 | 減少 | |
| | 中学校 | 44 | 減少 | |
| 「児童の権利に関する条約」についての学習を全学年で計画的に取り組んでいる学校の割合（%） | | 64.7 | 100.0 | |
| 児童虐待件数（件） | | 33 | 減少 | こども家庭課資料 |

（施策の方向）

１　教育環境及び内容の充実

| 推進施策 | 内容 |
|---|---|
| 教育環境の整備 | ・人権教育、同和教育の全体計画や年間指導計画に基づき、学校の教育活動全体を通じて指導の充実を図ります。<br>・子どもの自尊感情を高める取組の充実を図ります。<br>・子どもの主体性を育む教育活動を推進します。 |

| | |
|---|---|
| 子どもの人権尊重<br>「児童の権利に関する条約」 | ・子どもを権利の主体として認め、児童生徒に権利及び義務をともに正しく理解させ、人権侵害を受けた場合に、嫌なことは嫌だと言える、助けを求めることができる教育を推進します。<br>・子どもの意見や意思を尊重する取組を教科等の指導、生徒指導、学級活動等、教育活動全体を通して積極的に進めます。<br>・「児童の権利に関する条約」についての学習を推進します。 |
| 部落問題学習の推進 | ・「部落差別解消推進法」や同和問題・部落差別の背景と現状を理解し、発達段階に応じた学習を推進します。<br>・「かかわる同和教育」の理念を踏まえ、一人ひとりの個性や多様性を大切にしながら、幼児児童生徒、保護者と関わり、学級や学校、園が安心・安全に過ごすことができる居場所となるように努めます。 |
| いじめの防止対策の推進 | ・「いじめ防止対策推進法」等を理解し、いじめの未然防止、早期発見、即時対応の取組を推進します。<br>・いじめを重大化、深刻化させないために、被害者の立場に立った組織的な対応を行います。 |
| 不登校、ひきこもり、ニート等への対策の推進 | ・不登校傾向の児童生徒を早期発見し、組織的な対応を行います。<br>・適応指導教室において、児童生徒の自立や集団生活への適応を促し、学校生活に復帰するための支援を行います。<br>・若者サポートセンターを設置し、15 歳～25 歳前後の若者への悩みごと相談や就労支援、進学支援等を通じて、不安や悩みを軽減し、社会的自立を支援します。 |
| 性教育の充実 | ・発達段階に応じた性教育を実施します。<br>・プライベートゾーンを守ること等、自分を大切にし、心と体を守る教育を実施します。<br>・性差を理解し、互いに尊重する心を育成します。 |
| その他の性に関する教育の充実 | ・デートＤＶ防止教育を推進します。<br>・ＬＧＢＴＱの理解を促します。 |

| | |
|---|---|
| ＩＣＴ教育と情報モラル教育の充実 | ・児童生徒にタブレット端末を配付し、ＧＩＧＡスクール構想[6]を推進します。<br>・インターネットやＳＮＳの使用に当たって、他者の人権を侵すことがないように指導します。<br>・情報発信による他人や社会への影響について考える学習活動を推進します。<br>・情報には誤ったものや危険なものがあることについて考える学習活動を推進します。 |
| 教職員の研修の充実 | ・性教育、ＬＧＢＴＱ、情報モラル等様々な人権課題についての研修を実施し、正しい認識と人権感覚を身に付けます。<br>・「教職員による児童生徒性暴力防止法」等法令を理解する研修を実施します。<br>・「人権教育、部落問題学習講演会」を実施します。 |

２　家庭・地域との連携

| 推進施策 | 内容 |
|---|---|
| 家庭教育の充実 | ・親子が共に人権感覚を身に付けられるよう、妊娠期、学童期及び思春期などの子どもの年齢期に応じた学習や父親向けの講座などを実施します。<br>・ＰＴＡを対象とした情報モラル等の研修を実施します。 |
| 相談・支援体制の充実 | ・子ども及び若者並びに保護者及び地域住民が、子どもや若者に関する相談等を寄せる窓口の充実を図ります。 |
| 地域の見守りの充実 | ・学校や地域と連携し、見守り体制の充実を図ります。<br>・子ども・若者育成支援推進法に基づく支援を検討します。 |

３　児童虐待の防止対策の推進

| 推進施策 | 内容 |
|---|---|
| 早期発見と早期対応 | ・乳幼児健診や各種相談、養育支援訪問等を通して、子育て環境や生活状況を把握し、早期発見・早期対応に努めます。<br>・教育関係者に対して、研修会を行い、職員の対応・意識向上を図る。 |

[6] ＧＩＧＡスクール構想とは、ＩＣＴを学習に取り入れ、「子どもの学びに寄り添う個別最適化された学習」と「様々な人とつながる協働的な学習」を進める学校

| | |
|---|---|
| 虐待防止ネットワークの強化 | ・要保護児童対策地域協議会等、関係機関での連携による迅速な情報共有を図り、適切な支援・指導に努めます。 |

４　子育て環境づくりの推進

| 推進施策 | 内容 |
|---|---|
| 子育てと家庭に関する相談の充実 | ・子育ての悩みや不安の軽減を図るため、園や子育て支援センター等での相談受付や情報提供、親子交流の場の開催に加え、保健師等の関わりによる切れ目のない子育て支援体制の充実に努めます。 |
| 子どもの貧困対策の推進 | ・ひとり親家庭等の支援が必要な世帯の生活安定のため、社会的・経済的自立支援の相談窓口の充実に努めます。 |
| 支援を必要とする子どもや家庭への支援 | ・ヤングケアラーなど、支援を必要とする子どもや家庭の把握に努め、各実情にあった支援の取組を推進します。 |
| 市民意識の醸成 | ・学校や家庭、地域社会全体で子育てを支援するため、啓発活動を推進し、子育てに対する市民の意識を醸成します。 |
| 安全な環境づくりの推進 | ・子どもの健全育成、事故や犯罪から保護するため、関係機関と地域の連携による防犯パトロールや啓発活動を推進します。<br>・家庭、学校、幼稚園・保育園、地域が連携し、健全な成長を阻害するおそれのある書籍、雑誌、インターネット上の有害情報等から子どもの保護を図ります。 |

５　広報・啓発活動の推進

| 推進施策 | 内容 |
|---|---|
| 子どもの人権を尊重する意識の高揚 | ・「児童の権利に関する条約」の理念に基づき、子どもの権利に関する理解の醸成と子どもの人権を尊重する意識の高揚を図ります。 |
| 相談・支援体制の周知 | ・不登校やひきこもりなどの相談窓口や支援体制の周知を図ります。<br>・児童虐待が子どもに及ぼす影響、虐待の禁止、通告義務等について、地域住民の理解と協力のための啓発活動を推進します。 |

## ３　高齢者

（現状と課題）

日本の高齢化は諸外国と比べて急速に進行しており、大きな社会問題となっています。本市における令和７（2025）年 10 月１日現在の高齢化率は 41.6％となっており、国の 29.4％、県の 34.6％と比較して高齢化が進んでいる状況です。また、高齢者のみの世帯や高齢者ひとり暮らし世帯も増加傾向にあることから、高齢者が社会的に孤立することのないよう、地域での見守りや支え合いが一層重要となっています。

また、高齢者は各世代と同じく社会を構成する一員であるにもかかわらず、心身の衰えによる偏見、軽視や差別意識などから高齢者の尊厳を傷つける、あるいは認知症の高齢者や介護の必要な高齢者に対する権利侵害や虐待といった問題行為は根強く存在しています。さらに、悪質商法や特殊詐欺による被害、デジタル化の進展に伴う情報格差など、高齢者を取り巻く新たな課題も生じています。

このような中、虐待の防止や虐待を受けた高齢者の保護、養護者に対する支援等が定められた「高齢者虐待の防止、高齢者の養護者に対する支援等に関する法律」が平成 18（2006）年に施行されて以降、徐々に高齢者虐待に対応できる体制の整備が進められてきています。本市においても地域包括支援センターと連携し、体制強化の取組を進めています。

また、令和６（2024）年１月には「共生社会の実現を推進するための認知症基本法」が施行され、認知症の人が尊厳を保持しつつ希望を持って暮らすことができ、認知症の人を含む全ての人が相互に人格と個性を尊重しながら支え合う共生社会の実現を目指すこととされました。また、同年 12 月には「認知症施策推進基本計画」が策定され、認知症の人本人の意見を尊重しながら施策を進めていくことが重視されています。さらに、令和６（2024）年４月には「孤独・孤立対策推進法」が施行され、国や地方公共団体等が連携して、孤独・孤立の状態にある人への支援を総合的に推進することとされました。

本市では高齢者福祉の充実を図るため、「糸魚川市高齢者福祉計画・第９期糸魚川市介護保険事業計画（計画期間：令和６年度～８年度）」に沿って、各事業に取り組んでいます。市民意識調査の結果からも、高齢者の人権を守るためには「相談・支援体制を充実すること」と「高齢者が自立して生活しやすい環境を整備すること」がともに 37.6％と最も高くなっていることから、引き続き「地域包括ケアシステム」の推進に向けた取組を進めていく必要があります。

高齢になっても生きがいのある豊かな生活を安心して営むことができるよう、地

域全体で問題を共有し、全ての市民が高齢者問題を自分自身の問題として捉え、高齢者の尊厳が保障される社会の実現に向け、今後も人権に関する正しい知識の普及・啓発に取り組んでいく必要があります。

高齢者は決して、守られるだけの「保護客体」ではありません。むしろ「権利の主体」として理解される必要があります。認知症についての正しい理解を深めるとともに、認知症になっても本人の意思や希望が尊重され、個人の尊厳が守られ、地域で安心して暮らせる地域づくりを推進していきます。また、高齢者自身が住み慣れた地域において豊かな生活を送り、かつ培った経験や知識を活かし、地域貢献活動など積極的に社会参加できるような仕組みを構築し、生きがいづくり活動を支援していく必要があります。

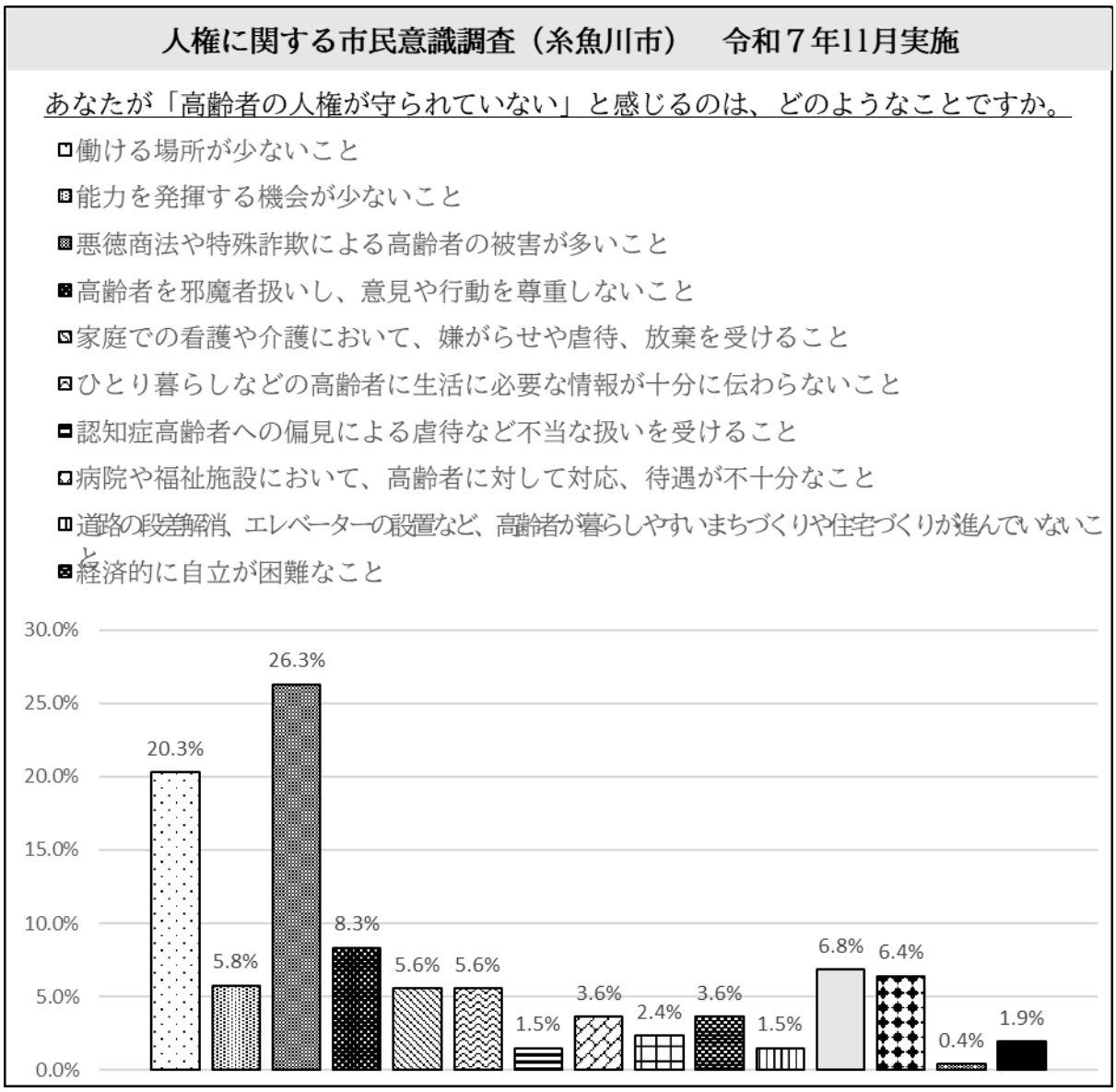


（目標指標）

| 施策指標 | 現状<br>(R7) | 目標<br>(R13) | 根拠ﾃﾞｰﾀ |
|---|---|---|---|
| 生きがいのある人の割合（%） | 56.6 | 90.0 | 糸魚川市高齢者福祉計画・第８期糸魚川市介護保険事業計画 |
| 認知症サポーター　累計養成数（人） | 4994.0 | 5,500 | |
| 市民後見人受任ケース数（件） | 0.0 | 6 | |

（施策の方向）

１　積極的に社会参加できる環境づくり

| 推進施策 | 内容 |
|---|---|
| 高齢者の生きがいづくり | ・高齢者の経験や知識、技能等を活かした学びや地域社会への貢献活動として、「介護予防・日常生活支援総合事業」や「生活支援体制整備事業」に取り組み、高齢者が地域の助け合いの担い手となるよう地域包括ケアシステムの構築を進めます。 |
| 様々な学習の場や就業機会の確保 | ・高齢者の豊富な経験や知識と技術を活かしつつ、活力を社会に還元する仕組みづくりについて検討・支援していきます。 |

２　高齢者が安心して暮らしやすい環境整備

| 推進施策 | 内容 |
|---|---|
| 高齢社会に関する理解と認識の向上 | ・高齢者のこれまでの社会貢献や果たしてきた役割に対し、「敬老の日」、「老人の日」、「老人週間」等の行事等を通じて、敬老意識の醸成を図るとともに、市民の高齢社会における相互扶助の取組を推進します。<br>・高齢者の人権に対する市民の認識と理解を深めるとともに、高齢者が生き生きと生活を営むことができる地域社会の実現に向けた啓発を推進します。 |

| | |
|---|---|
| 権利擁護の推進 | ・関係機関との連携のもと、身体的、精神的な虐待や介護放棄、財産権の侵害等、高齢者の人権侵害の防止と問題に関する相談体制の充実及び成年後見制度の利用促進に取り組みます。<br>・高齢者や高齢者を介護している家族は、様々な問題を抱えることがあることから、保健、医療、福祉等の関係機関が連携し、情報共有を図りながら、適切な支援ができるようネットワークづくりを進めます。<br>・高齢者が自らの意思が反映された生活を送ることができるよう、相談支援や介護サービス提供等の場面で適切な意思決定支援を行います。 |

３　相談体制の充実

| 推進施策 | 内容 |
|---|---|
| 地域包括支援センターの機能強化 | ・地域包括支援センターは、高齢者虐待対応などの権利擁護業務を始め、高齢者の総合相談窓口として対応します。 |
| 基幹型包括支援センターの設置 | ・地域包括支援センター間の総合調整や後方支援に重点的に取り組む基幹型包括支援センターを設置します。 |

４　見守り体制の確立

| 推進施策 | 内容 |
|---|---|
| 高齢者等見守り支援ネットワーク事業の活用 | ・民間事業所の協力のもと、地域の高齢者や支援が必要な人を緩やかに見守り、また、既存の見守り実施団体とともにネットワークを活用し、地域全体での取組を進めます。 |
| ひとり暮らし高齢者の安否確認の実施 | ・ひとり暮らし高齢者の孤独感の解消、安らかな在宅生活を送れる環境づくりを図るため、月に２回程度老人クラブ等による安否確認を行います。 |

５　認知症に関する知識の普及啓発

| 推進施策 | 内容 |
|---|---|
| 認知症サポーターの養成 | ・市民に対して、認知症になっても個人の尊厳が守られ、地域で安心して暮らし続けるための認知症に関する正しい知識の取得と普及啓発を行います。 |

## ４　障がいのある人

（現状と課題）

我が国では、障がいのある人が、基本的人権の享有主体である個人の尊厳にふさわしい日常生活を営むことができるよう必要な支援を行うことにより、障がいの有無によって分け隔てられることなく、相互に人格と個性を尊重し合いながら共生する社会の実現を目指しており、障がい者に関する法制度が大きく変化しています。

平成 18（2006）年に国連において採択された「障害者の権利に関する条約」の締結に向け、国内法制度の整備が行われ、平成 26（2014）年に同条約を批准しました。平成 23（2011）年には「障害者基本法」の改正に加え、障がい者の虐待の予防、早期発見及び養護者への支援を講ずることとした「障害者虐待の防止、障害者の養護者に対する支援等に関する法律（障害者虐待防止法）」の制定が行われました。さらに、平成 24（2012）年に「障害者自立支援法」の見直しを行い、「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（障害者総合支援法）」を制定し、平成 25（2013）年には、「障害者の雇用の促進等に関する法律（障害者雇用促進法）」が改正されるとともに、障がいを理由とする差別の解消を推進することを目的とした「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律（障害者差別解消法）」が制定され、「合理的配慮[7]」を行うことなどを通じて、共生社会の実現を目指す取組が行われてきました。

その後、令和３（2021）年には「障害者差別解消法」が改正され、令和６（2024）年４月から、これまで努力義務とされていた民間事業者による合理的配慮の提供が義務化されました。また、令和４（2022）年には「障害者情報アクセシビリティ・コミュニケーション施策推進法」が施行され、障がいのある人が必要な情報を取得・利用し、円滑に意思疎通を図ることができる環境づくりが進められています。令和５（2023）年には「第５次障害者基本計画」が策定され、差別の解消、情報アクセシビリティ、雇用・就業、地域生活など、障がい者施策の一層の推進が図られています。

このような背景により、地域における障がいのある人の社会参加の機会の確保など、地域で共生社会を実現していくことや、障がいのある人を権利主体として尊重する社会のあり方が、より強く求められるようになっている一方で、雇用環境が整

---

7 合理的配慮とは、障がいのある人（またはその支援者）が社会的障壁（バリア）の除去を求めている場合や、それを認識しうる場合において、障がいのある人の人権及び意向を尊重し、必要かつ合理的な変更及び調整を行うことであって、その実施に伴う負担が過重でないものをいう。

っていないことや、障がいに対する誤った理解や偏見、差別意識などによる権利侵害や虐待といった問題は存在し続けています。また、デジタル化の進展に伴い、必要な情報を十分に得られないことや意思疎通が困難となるなど、情報へのアクセスに関する課題への対応も重要となっています。

本市の総人口に占める障がい者の割合は令和５（2023）年４月１日現在で 6.6%（2,603 人）となっています。障害者数は減少していますが、総人口も減少していることから、その割合はおおむね横ばいとなっています。障害者手帳所持者の約７割が身体障がいではありますが、精神障がいや発達障がいなど、障がいの状況や必要とする支援は多様化しています。

本市では、令和６（2024）年度から令和８（2026）年度までを計画期間とする「第７期糸魚川市障害者計画・障害福祉計画、第３期糸魚川市障害児福祉計画（糸魚川市ささえあいプラン）」に基づき、障がい者施策の推進に努めてきました。平成 29（2017）年に示された「地域共生社会の実現に向けて（当面の改革工程）」では、世代や分野を超えて地域全体が「丸ごと」つながる「地域共生社会」の実現が掲げられ、令和３（2021）年度から開始された「重層的支援体制整備事業」により、複雑化・複合化する課題を属性や世代を問わず包括的に受け止める支援体制の構築が一層求められています。また、令和４（2022）年には障害者総合支援法等が改正され、障がいのある人の地域生活や就労の支援、精神障がいのある人の権利擁護などの取組が強化されています。

こうした動向を踏まえ、本市でも、福祉ニーズの多様化による様々な課題に対応するため、「障害者（児）・家族・支援者・市民　みんなが笑顔で暮らすことのできる地域共生社会の実現」を基本方針とし、令和６（2024）年度から令和８（2026）年度までを計画期間とする「第７期糸魚川市障害者計画・障害福祉計画、第３期糸魚川市障害児福祉計画」を策定し、世代や分野を超えて地域全体でつながり支え合うまちづくりに取り組んでいます。また、令和７（2025）年６月には「手話に関する施策の推進に関する法律」が施行され、手話の習得や使用、手話に対する理解の促進など、意思疎通のための環境整備を進めることとされています。

## 合理的配慮が求められる「社会的障壁（バリア）」とは

障がいのある人にとって日常生活を送る上でバリアとなるもので、多様な人がいることを考慮しない社会によって生み出されたものを指し、大きく分けて４つあります。

### 物理的バリア

公共交通機関や道路、建物などにおいて、移動面で困難をもたらすバリア

【具体例】
・段差で車いすの人が進めない

【合理的配慮の例】
・交通機関で電車などに乗る車いすの人を駅員などが手助けする



### 制度的バリア

社会のルール、制度によって、障がいのある人が能力以前の段階で機会の均等を奪われているバリア

【具体例】
・盲導犬を連れて入店できない
・印字された文字のみの試験問題

【合理的配慮の例】
・視覚障がいのある人には、点字又は読み上げなどによる受験を認める



### 文化・情報方面でのバリア

情報の伝え方が不十分であるために、必要な情報が平等に得られないバリア

【具体例】
・点字・手話通訳のない講演会
・音声のみのアナウンス

【合理的配慮の例】
・聴覚障がいのある人には筆談など、音声とは別の方法で伝える工夫をする



### 意識上のバリア

周囲からの心ない言葉、偏見や差別、無関心など、障がいのある人を受け入れないバリア

【具体例】
・点字ブロックがあることに無関心で、その上に無意識に立ったり、物を置いたりする

・障がいのある人に対する無理解、かわいそうな存在だと決めつける



令和７年度の市民意識調査の「障がいのある人の人権が守られていないと感じるのはどのようなことか」については、「差別的な言動をされること」が 40.0%、「働ける場所や能力を発揮する機会が少ないこと、また就職、職場などで不利なことが多いこと」が 39.7%という結果となっています。このことから、障がい者雇用の促進と障がいのある人に対する理解を深めるための広報・啓発活動が重要です。また、「障害者差別解消法」の認知度については、「法律の内容をだいたい知っている」が 16.0%、「法律があることは知っているが、内容はよくわからない」が 39.3%である一方、「法律の存在も内容も知らない」が 43.6%となっています。合理的配慮の提供が民間事業者にも義務化されたことを踏まえ、法律の趣旨や合理的配慮について、より一層の周知・啓発が必要です。

## 人権に関する市民意識調査（糸魚川市）　令和７年11月実施

あなたが「障害のある人の人権が守られていない」と感じるのは、どのようなことですか。

- 差別的な言動をされること
- 職場、学校等で嫌がらせやいじめを受けること
- じろじろ見られたり、避けられたりすること
- 働ける場所や能力を発揮する機会が少ないこと、また就職、職場などで不利なことが多いこと
- 意見や行動が尊重されないこと
- 生活に必要な情報が十分に伝わらないこと
- スポーツ活動や文化活動などへ気軽に参加できないこと
- 学校や福祉施設などの受け入れ体制が不十分なこと
- アパート等の入居が困難なこと
- 道路の段差解消、エレベーターの設置など、障がいのある人が暮らしやすいまちづくりや住宅づくりが進んでいないこと

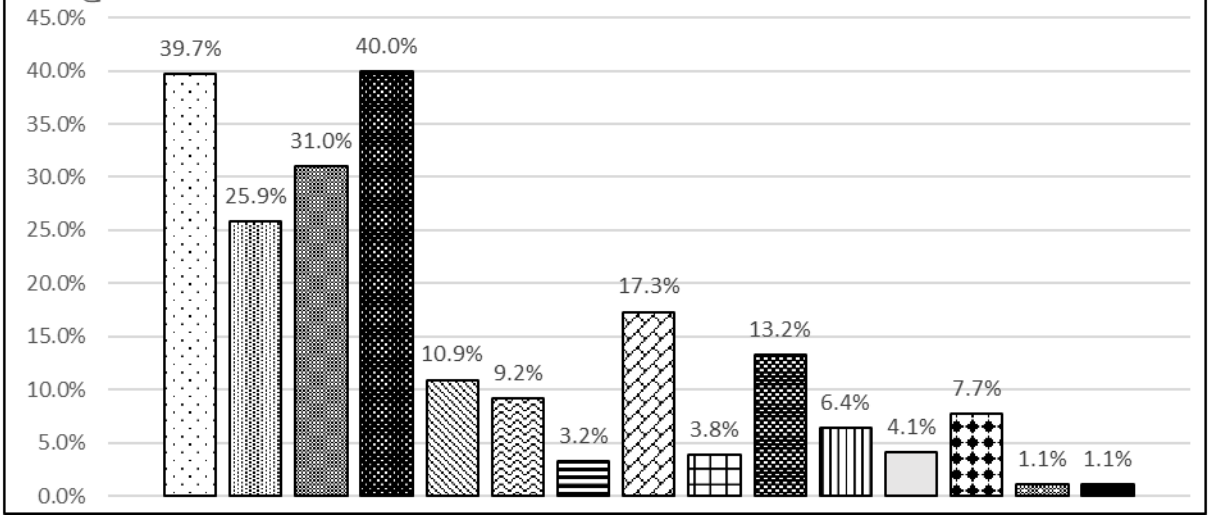

（目標指標）

| 施策指標 | | 現状<br>(R7) | 目標<br>(R13) | 根拠ﾃﾞｰﾀ |
|---|---|---|---|---|
| 障害者差別解消法について、「法律の内容を知っている」と回答した人の割合(%) | | 8.9 | 30.0 | 人権問題に関する市民意識調査 |
| 障害者差別解消法の「合理的配慮」の認知度(%) | | 21.3 | 40.0 | ささえあいプラン市民アンケート |
| 障がいのある方への理解や差別の解消が「進んだ」、「やや進んだ」と思う市民の割合（%） | | 30.0 | 40.0 | |
| 就労移行支援事業の利用者数（人） | | 12 | 16 | 第７期糸魚川市障害者計画・障害福祉計画第３期糸魚川市障害児福祉計画 |
| 福祉施設から一般就労への移行者数（人） | | 7 | 10 | |
| 発達障がいという言葉を「知っていて意味も理解している」と答えた保護者の割合(%) | ４～６歳 | 78.7 | 80.0 | 第４次糸魚川市親子保健計画 |
| | 小学校高学年 | 76.6 | 80.0 | |

（施策の方向）

１　相談支援体制の強化

| 推進施策 | 内容 |
|---|---|
| 相談窓口の充実 | ・総合的、専門的な相談に対応する「基幹相談支援センター」の設置を検討し、わかりやすい相談窓口を目指します。<br>・障がいのある人には、生涯にわたる息の長い支援が必要です。行政と専門機関のネットワーク化を進め、継続性のある支援体制を進めます。 |
| 情報提供の充実 | ・広報紙やホームページによる情報提供を充実させるとともに、様々な方法で情報提供できるよう検討します。<br>・手話通訳などのボランティア団体との連携を図る中で、サービスの提供体制を整えます。 |

| | |
|---|---|
| 権利擁護体制の充実 | ・成年後見制度や、社会福祉協議会が実施している日常生活自立支援事業について周知を図ります。<br>・障がい者施設の職員、相談支援専門員、保護者等を対象に、虐待に関する理解の促進を図り、虐待防止の啓発を行います。<br>・障がいのある人が相談支援や福祉サービス提供等の場面で、適切な意思決定支援を行うことで、意思を尊重した生活が送れるよう支援を行います。 |

２　日常生活支援の充実

| 推進施策 | 内容 |
|---|---|
| 日常生活支援サービスの充実 | ・市内で利用できる各種障害福祉サービスの充実を図ります。 |
| 経済的支援 | ・各種手当や助成制度などの支援を行います。 |

３　就労支援・雇用促進

| 推進施策 | 内容 |
|---|---|
| 企業への就労機会の拡大 | ・障がいのある人を多数雇用している企業に対して、優遇措置の拡大を行います。<br>・障がいのある人を雇用している企業による講演会などにより、障がい者雇用理解を深めるため周知を行います。<br>・市内の企業等に各種助成制度の説明や関係機関と連携により、障がい者雇用を促進します。 |
| 福祉的就労支援体制の構築 | ・就労訓練の場を確保するとともに、利用者が固定せず循環するような体制づくりをします。<br>・福祉事業所が作ったお菓子やお弁当など、イベントや民間事業所等で積極的に活用してもらうネットワークを検討し、利用者の工賃アップを支援します。 |
| 就労に関する相談と支援 | ・障がい者就業・生活支援センターさくらの出張相談会や就労支援事業所、相談支援専門員、ジョブコーチによる相談など、就労に関する相談について随時対応します。 |

４　療育・教育・子育て支援の充実

| 推進施策 | 内容 |
| --- | --- |
| 療育の充実 | ・「ことばの教室」や「発達支援センターめだか園」の充実を図り、途切れない支援を提供していきます。<br>・地元医療機関と福祉サービス事業所、行政で連携を行い、身近な療育体制の整備を図ります。 |
| 就学前及び学校教育の充実 | ・「０歳から 18 歳までの子ども一貫教育方針」に基づき、家庭や地域、園、特別支援学校等と連携し、障がいの特性に応じた専門性の高い特別支援教育の充実を図ります。<br>・共生社会の形成に向けたインクルーシブ教育を進めます。 |
| 子育て支援の充実 | ・「こども福祉のしおり」を作成し、相談しやすい環境を整えます。<br>・福祉事業者等が主催する保護者の集いを支援し、保護者間のつながりが安定した子育てになるよう支援します。<br>・「相談支援ファイル」を活用し、途切れない支援を提供していきます。 |

５　安全・安心な生活の確保

| 推進施策 | 内容 |
| --- | --- |
| 安全・安心なまちづくり | ・ハード面のバリアフリーや防災・安全対策など、安全安心なまちづくりを目指します。 |
| 健康・医療の充実 | ・保健師による健康指導など、こころとからだの健康づくりを推進します。<br>・自立支援医療の周知・給付を行い医療費軽減の助成を行います。 |
| 住まいの確保・充実 | ・グループホームや一人での生活に慣らすための、短期入所、宿泊体験施設を検討します。<br>・ひとり暮らしを希望される人に対して「宿泊型自立訓練施設」の利用の促進など支援を行います。 |

## ６　広報・啓発活動の推進

| 推進施策 | 内容 |
| --- | --- |
| バリアフリーの推進 | ・障がいへの関心の有無に関わらず、企業等に「こころのバリアフリー教育」を提案し、障がいについて理解を深めるよう努めます。<br>・障がいのある人への合理的配慮を行った民間事業所に対し助成を行います。<br>・「障害者差別解消法」の周知・啓発を図ります。 |
| 子どもの頃からの障がいのある人への理解 | ・障がいのある人と直接触れ合う「こころのバリアフリー教育」を進め、子どもの頃からの障がいのある人への理解を進めます。 |
| 障がい者団体との協働 | ・障がい者団体の活動を活性化するため、団体のリーフレット配布の協力や活動費の一部助成など、障がい者団体と相談、協働しながら支援を行います。 |
| ボランティアの充実 | ・地域で障がい者福祉のために活動する手話、点訳、朗読、要約筆記等のボランティア団体に支援を行います。<br>・社会福祉協議会等と協力しながらボランティアの養成を支援します。 |

## 5　同和問題

（現状と課題）

我が国固有の人権問題である同和問題[8]は、憲法が保障する基本的人権の侵害に関わる深刻かつ重大な問題であるとして、昭和 40（1965）年に国の同和対策審議会答申が出されました。国は、この答申により「同和問題の解決は国の責務であると同時に国民的課題である」との指摘を受け、昭和 44（1969）年に「同和対策事業特別措置法」[9]を施行し、国や地方公共団体において、様々な特別対策を実施してきました。また、平成８（1996）年に国に出された「同和問題の早期解決に向けた今後の方策の基本的在り方について（意見具申）」の基本認識の中では、「同和問題は過去の問題ではない。この問題の解決に向けた今後の取組を人権に関わるあらゆる問題の解決につなげていくという、広がりをもった現実の問題である」と指摘されました。

平成 12（2000）年に施行された「人権教育及び人権啓発の推進に関する法律」に基づき策定された「人権教育・啓発に関する基本計画」の中でも、重要な人権課題の一つとして同和問題が明確に位置づけられており、「同和対策の法律の有無にかかわらず、同和問題は現に存在し一日も早く解決すべき問題であることに変わりはない」という認識のもとで施策を推進してきました。

しかしながら、今もなお偏見や差別意識は残り、特定の地域の出身であることや、そこに住んでいることを理由に結婚や就職等で差別を受けるなど理不尽な人権侵害が生じています。

平成 28（2016）年 12 月には、部落差別のない社会を実現することを目的に、「部落差別の解消の推進に関する法律（部落差別解消推進法）」が施行されました。

本法は、「部落差別」を法の名称に冠した初めての法律であると同時に、時限のない「恒久法」です。本法が第一条において、「現在もなお部落差別が存在す

---

8 同和問題とは、日本社会の歴史的発展の過程で形づくられた身分階層構造に基づく差別であり、日本国民の一部の人々が長い間、経済的、社会的、文化的に低位の状態を強いられ、日常生活の上で様々な差別を受けるなど、わが国固有の重大な人権問題となっている。今なお、こうした人々に対する差別発言、差別待遇等の事案のほか、差別的な内容の文書が送付されたり、インターネット上で差別を助長するような内容の書き込みがなされたりといった事案が発生している。

差別や偏見に基づくこうした行為は、他人の人格や尊厳を傷つけるものであり、決して許されないものです。

9 同和対策事業特別措置法とは、同和問題解決のために 1969 年に公布・施行された、初めて国および地方公共団体の責務を定めた法律（10 年間を期限とする時限立法）であり、同和地区住民に対する不当な差別と偏見を排除し、社会的・経済的地位の向上をはばむ諸要因を解消することが目的である。

るとともに、情報化の進展に伴って部落差別に関する状況の変化が生じている」と述べているとおり、立法の背景には、匿名性と拡散性を特徴としたインターネット上での差別的な言説、差別を助長・誘発する情報の拡散がありました。

平成 28（2016）年には、戦前の調査報告書「全国部落調査」がインターネット上に掲載され、その復刻版の出版が予告されるという事件が起こりました。このようにインターネットを使えば、差別につながる情報の閲覧や拡散が容易となるため、被害の範囲が広がることが危惧されます。本法は、部落差別は許されないものであるという理念を示し、国・地方公共団体に相談体制の充実や教育・啓発の実施、国には地方公共団体の協力を得て、部落差別に係る実態調査を実施することが求められています。また、令和７（2025）年４月には「情報流通プラットフォーム対処法」が施行され、大規模なプラットフォーム事業者に対し、権利侵害情報の削除対応の迅速化や運用状況の透明化に関する措置が義務付けられました。

令和７（2025）年６月には、社会情勢の変化等を踏まえて「人権教育・啓発に関する基本計画（第二次）」が国により策定され、部落差別（同和問題）の解消に向けた教育・啓発等を引き続き推進することとされています。

本市では、昭和 45（1970）年の糸魚川結婚差別事件などを契機に、同和問題の解決に向けた人権教育、同和教育及び人権啓発に取り組んできました。

糸魚川結婚差別事件とは

1970 年２月９日、長野県飯田市の山林で、当市に住むＡさん（27）の遺体が発見され、遺書には次のように書かれていました。

“死をもって戸籍の区別をなくします。結婚して死に追いやる世間が憎い。27 歳の命しかあたえてもらえなかったのが残念です。B 子さん、元気で生きてください。僕は死をもって身分差別をなくします。政府の皆さん、戸籍の区別をなくしてください。おとうさん、おかあさん、かんべんしてください。さようなら。”

Ａさんの両親は長野県の被差別部落出身で新潟県の頸南地域に移り住んでいました。Ａさんは青海町で働きながらＢさんと知り合って、69 年に結婚し、頸南の役場から戸籍を取り寄せ、婚姻届を糸魚川市に提出しました。

しかし、その頃からＡさんが部落出身だという噂が立ち始め、周囲の人々の態度も変わってきました。Ａさんの兄も結婚差別の経験があったので、弟のＡさんを激励していましたが、家庭と職場でのＡさんの孤立は深まるばかりでした。そんな時、ついに離婚届に押

印するよう求められ、実質的に離婚状態にあったＡさんは70年１月11日から消息を絶ち、約１か月後の２月９日に遺体で発見されました。結婚してわずか87日目にして自殺するという悲惨な結果でした。

この事件は、新潟県においても差別意識が社会に根強く残っていたことを明らかにしたとともに、関西の問題だとされてきた部落差別が当市にとっても他人事ではないということを突き付けました。

令和７年度の市民意識調査では、「同和地区（被差別部落）の存在や同和問題を知っている」と答えた人は78.4％となり、前回調査の「知っている」と答えた人の72.7％から5.7ポイント増加しました。その反面、関心がある人権問題について「同和問題（部落差別）」と答えた人は5.9％となり、前回調査の23.6％から大きく低下しています。また、「今でも同和地区の人や出身であることを理由に差別や人権侵害があると思うか」の問いについては、「あると思う」が31.4％である一方、「わからない」が45.9％と最も高くなっています。同和問題に関心を持ってもらうためのより一層の同和教育・啓発が必要です。

また、「同和問題や同和地区について知ったきっかけは何か」の問いに対して、「学校の授業で教わった」と答えた人が37.6％と最も多くなっています。年代別では、15～19歳が34.9％、20～29歳が47.6％となっており、学校での同和教育（部落問題学習）が、同和問題を知る重要な機会となっています。

同和問題には、そっとしておけば自然に解決するのだから知らない人にわざわざ知らせる必要はないという、いわゆる「寝た子を起こすな」という考え方があります。市民意識調査では、この考え方について、「そう思う」、「どちらかといえばそう思う」と答えた人は合わせて36.8％となっており、依然として３割を超えています。未だ問題の解決には至っていないことから、あらゆる場面で同和問題への関心を高め、部落問題学習の機会をいかに作っていくかが課題です。

また、「部落差別解消推進法」の認知度については、「法律の内容をだいたい知っている」が19.0％、「法律があることは知っているが、内容はよくわからない」が36.8％となっている一方、「法律の存在も内容も知らない」が42.5％となっています。部落差別（同和問題）解消のため、本法について一層の周知を図るとともに、本法の趣旨を踏まえつつ、的確に対応していく必要があります。

同和問題は決して過去の問題ではありません。同和問題に対する無関心や誤った知識・偏見は、差別意識を助長する原因にもなります。差別のない社会の実現

に向けて、全ての市民が同和問題に対する正しい認識と理解を深めることが何よりも重要です。

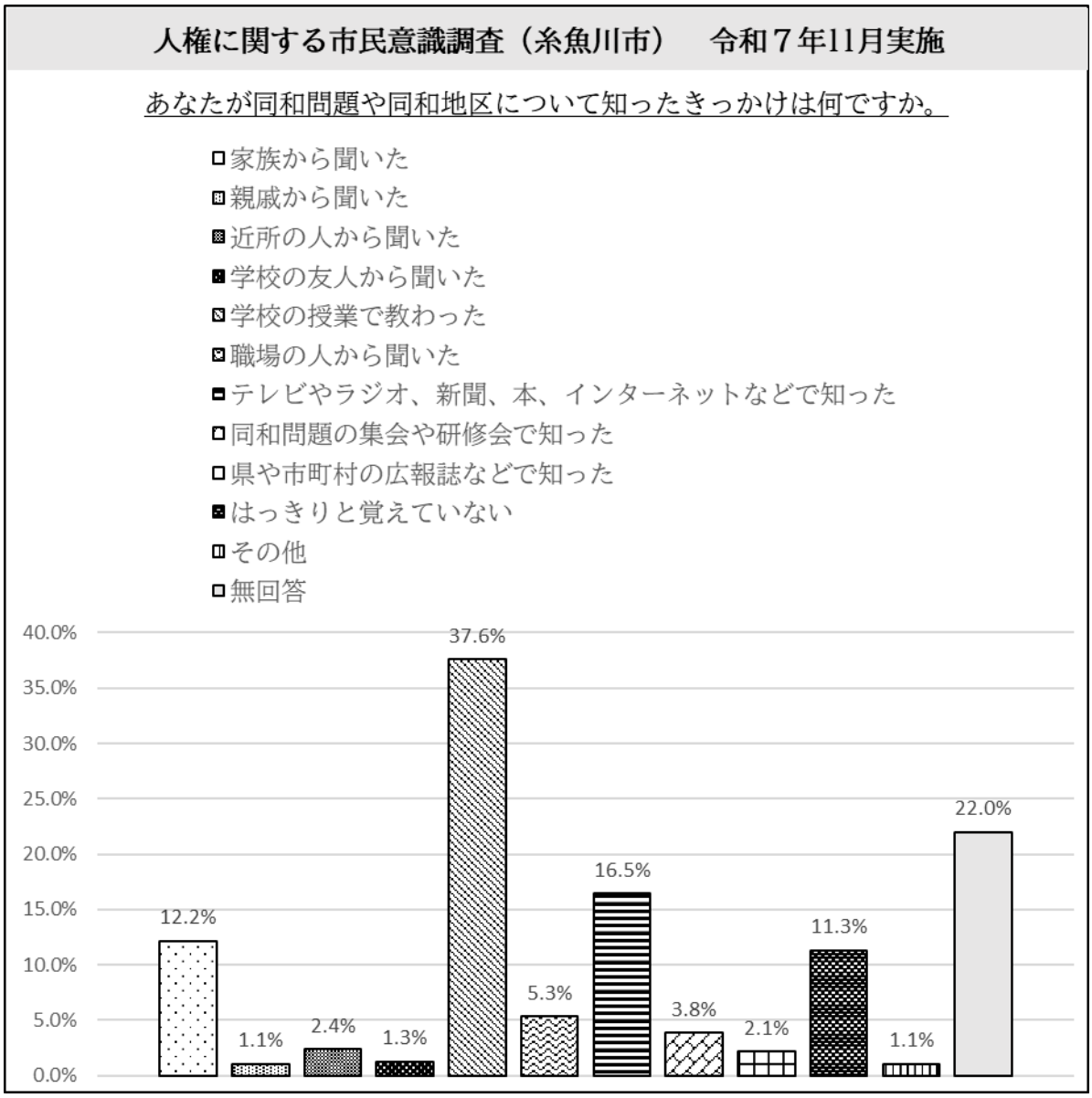

（目標指標）

| 施策指標 | 現状<br>(R7) | 目標<br>(R13) | 根拠ﾃﾞｰﾀ |
|---|---|---|---|
| 部落差別解消法について「法律の内容を知っている」と回答した人の割合(%) | 19.0 | 30.0 | 人権問題に関する市民意識調査 |
| 「同和地区出身者との結婚について、子どもの意思を尊重する」と回答した人の割合(%) | 60.9 | 65.0 | |
| 本人通知制度登録者数（人） | 240 | 400 | 市民課資料 |

（施策の方向）

１　同和問題に対する正しい理解と認識を深める啓発の推進

| 推進施策 | 内容 |
|---|---|
| 関係機関等との連携による啓発活動の推進 | ・差別意識の解消に向け、法務局、糸魚川人権擁護委員協議会、関係団体などと連携を図りながら、人権教育・啓発を積極的に推進します。 |
| 講演会・研修会等による啓発活動の実施 | ・市民や企業などが差別の解消に向けた取組を主体的に実施できるよう、講演会の開催やポスターの掲示、パンフレットの配布などを行います。また、同和問題をはじめとした様々な人権問題に関する情報や教育資料の収集を行い、その情報提供を行います。 |

２　学校や社会教育における人権教育・同和教育の推進

| 推進施策 | 内容 |
|---|---|
| 学校における人権教育・部落問題学習の推進 | ・教職員に対して、関係法令を理解し、同和問題をはじめとしたあらゆる人々の人権尊重を目的とした研修会等を行います。<br>・児童生徒に対する人権教育・部落問題学習を行います。 |
| 人権啓発・教育の推進 | ・地域での学びの拠点である、各地区公民館等を中心に、人権問題・同和問題の学習機会の提供を図るとともに、県や人権に係わる関係機関が行う研修会などへの市民参加を推進します。<br>・「部落差別解消法」の周知・啓発を図ります。 |

３　部落差別に関する相談に的確に応ずるための体制の充実

| 推進施策 | 内容 |
| --- | --- |
| 相談体制の充実と当事者団体との連携 | ・相談しやすい環境を整えるなど、相談体制を充実させるとともに、当事者団体、国・県及び他の自治体等と連携し、差別をなくすための取組を推進します。 |

４　個人情報の漏洩を防ぐための取組の徹底

| 推進施策 | 内容 |
| --- | --- |
| 個人情報の取扱いの徹底と本人通知制度の適正な運用 | ・就職差別、結婚差別に結び付く身元調査による個人情報の漏洩を防ぐため、戸籍・住民票取扱い窓口での対応を徹底します。<br>・本人の権利利益の保護及び不正取得の抑止を図ることを目的として、平成26 (2014)年４月に制度運用を開始した「本人通知制度」について、市民への周知と適正な運用を図ります。 |

５　インターネット上の人権侵害行為の早期発見に向けた取組の推進

| 推進施策 | 内容 |
| --- | --- |
| モニタリング事業の実施 | ・インターネット上の人権侵害行為の早期発見に努めるとともに、それを確認した場合には、関係機関・関係団体と連携を図りながら、削除要請等の適切な対応に努めます。 |

## ６　外国にルーツがある人

（現状と課題）

近年の国際化に伴い、我が国を訪問する外国人旅行者や在住する外国人、日本国籍を取得した外国出身者は増加傾向にあります。

また、本市の住民基本台帳における外国人住民数は、令和８（2026）年３月末現在において 598 人となっており、その数は、他の自治体と比較して高い水準ではないものの、今後の社会情勢の変化や外国との交流が進むにつれて増加することが予想されます。

このような外国にルーツがある人の増加に伴い、言語、文化、習慣、価値観の違いから、近隣住民との摩擦や偏見、外国にルーツがある人の就労に際しての差別、アパート等への入居拒否など様々な人権問題が生じています。また、戦前からの歴史的経緯を背景に持つ韓国・朝鮮国籍等の特別永住者の人たちの多くは、日本で生まれ、育ち、生活をしているにもかかわらず、無理解や差別を受けているという現実があります。さらには、特定の国籍や民族の人々を排斥し、差別を扇動するヘイトスピーチが社会問題となっており、このような情勢の中、国会において、「本邦外出身者に対する不当な差別的言動の解消に向けた取組の推進に関する法律（ヘイトスピーチ解消法）」が成立し、平成 28（2016）年６月に施行されました。

また、令和４（2022）年には、国において「外国人との共生社会の実現に向けたロードマップ」が策定され、外国人をこれからの日本社会を共につくる一員として受け入れ、日本語教育の充実、情報提供や相談体制の強化、ライフステージに応じた支援などを進めることとされました。令和５（2023）年には「日本語教育の適正かつ確実な実施を図るための日本語教育機関の認定等に関する法律」が成立し、令和６（2024）年４月に施行されるなど、外国にルーツがある人が必要な日本語教育を受けることができる環境整備も進められています。一方、インターネットやＳＮＳ上における外国人に対する差別的な言動やヘイトスピーチも問題となっており、外国にルーツがある人が地域社会の一員として安心して生活できる環境づくりがより一層求められています。

外国にルーツがある人の多くは、異なる文化・言語・宗教・習慣を持っており、これらの文化や習慣は人格形成の重要な一部となっています。これらを互いに理解し、認め合い、異文化をともに学び合うことによって、外国にルーツがある人を地域の構成員として受け入れていくことが大切です。

令和７年度の市民意識調査の結果を見ると、「外国にルーツがある人の人権が守られていないと思うこと」については、「風習や慣習等の違いが受け入れられない

こと」と「外国語で対応できる行政相談窓口や病院・施設が少ないこと」がともに28.4%と最も高く、言語や文化、習慣の違いによる生活上の課題があると考える市民が多い状況です。また、「外国にルーツがある人の人権を守るために、どのようなことが必要だと思うか」については、「外国語による相談の場を増やすこと」が36.1%と最も高く、次いで、「外国語による情報提供を充実すること」が25.2%となりました。

今後も関係団体と連携しながら、市民及び外国にルーツがある人が、異なる文化、習慣及び価値観を互いに認識し、尊重し合える意識を育んでいくことができる環境をつくり、国籍や文化の違いに関わらず、人権が尊重され、誰もが快適な生活を送ることができる地域づくりを進める必要があります。

また、「ヘイトスピーチ解消法」の認知度については、「法律の内容をだいたい知っている」が8.3%、「法律があることは知っているが、内容はよくわからない」が37.8%である一方、「法律の存在も内容も知らない」が51.9%となっています。

令和7（2025）年に国により策定された「人権教育・啓発に関する基本計画（第二次）」においても、ヘイトスピーチの解消に向けた教育・啓発を推進することとされており、より一層の法律の周知・啓発が必要です。

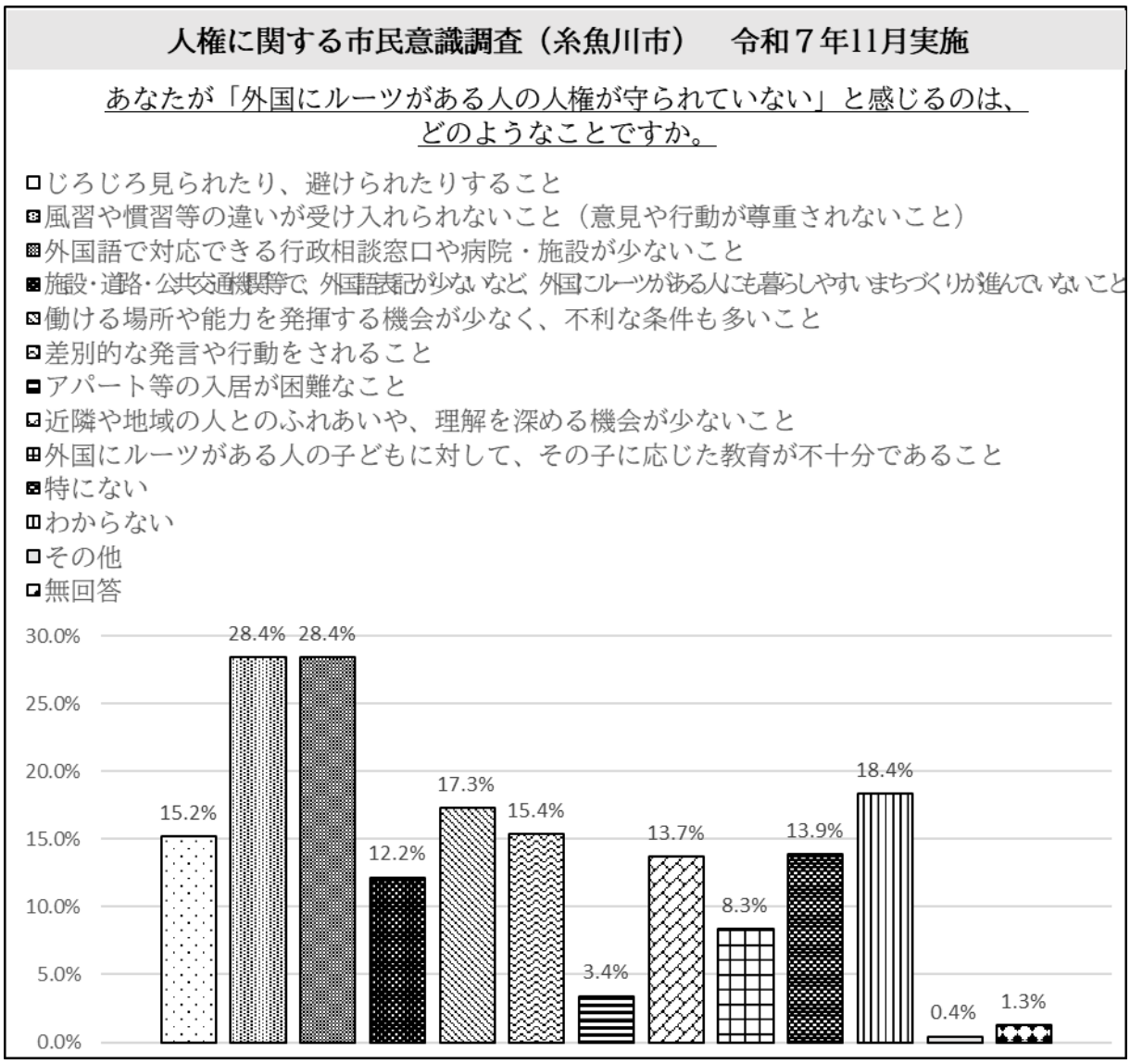


（目標指標）

| 施策指標 | 現状<br>(R7) | 目標<br>(R13) | 根拠ﾃﾞｰﾀ |
|---|---|---|---|
| ヘイトスピーチ解消法について「法律の内容を知っている」と回答した人の割合(%) | 8.3 | 20.0 | 人権問題に関する市民意識調査 |

（施策の方向）

１　外国にルーツがある人が暮らしやすいまちづくり

| 推進施策 | 内容 |
|---|---|
| 様々な場面での外国語併記による暮らしやすい環境の推進 | ・住居、労働、福祉、医療、教育等の分野で生活情報や啓発パンフレットの作成など情報提供に努め、交通案内・防災案内等標識に可能な限りの外国語を併記し |

| | |
|---|---|
| | ます。また、市役所や公民館などの公共施設や、学校、幼稚園、保育園などの教育施設においても可能な限り外国語を併記します。 |
| 円滑なコミュニケーションの確保 | ・コミュニティ通訳において、日本語での会話が難しい外国にルーツがある人を対象として、医療通訳や行政通訳を行います。<br>・翻訳アプリの活用について、啓発を行います。 |
| 生活に必要な日本語能力の習得 | ・語学力向上のための日本語教室を開設します。また、教室を通して、国籍、年代を超えた仲間づくりを進めます。 |
| 相談支援体制の充実 | ・外国人生活相談室を定期的に開催し、生活上の様々な悩みや行政上の制度等の相談に応じ、問題解決を図ります。 |
| 外国にルーツがある児童・生徒の教育支援 | ・日本語が分からない外国にルーツがある小学生・中学生に対して、早く日本の学校生活に慣れてもらえるように、日本語の習得や学校生活の約束事など学校生活サポート授業を行います。 |

２　多文化共生社会の推進

| 推進施策 | 内容 |
|---|---|
| 多様性と社会的包摂の意識の醸成 | ・学校教育、地域や職場などにおける学習機会を通して、日本の文化を大切にする意識を培うとともに、外国の様々な文化や歴史、伝統について理解を深めます。<br>・一人ひとりがお互いを尊重し、認め合い、活かし合う意識の醸成を推進します。<br>・「ヘイトスピーチ解消法」の周知・啓発を図ります。 |
| 外国にルーツがある人の地域社会への参画促進 | ・外国にルーツがある人が地域社会の一員として参画できる多様な機会の提供と多文化共生による魅力的な地域づくりにつなげます。 |

３　適正な雇用等の促進

| 推進施策 | 内容 |
|---|---|
| 企業、事業主等への啓発 | ・外国にルーツがある労働者が適正な労働条件のもとで就労できるよう、事業主等への啓発を行います。 |

## ７　感染症患者等

（現状と課題）

医学的に見て不正確な知識や思い込みにより感染症患者に対する偏見や差別意識が生まれ、患者・元患者や家族に対する様々な人権問題が生じています。

【ＨＩＶ感染者等】

ＨＩＶ感染症は、その感染経路が性的接触、血液感染、母子感染に限られており、予防に関する正しい知識に基づいて日常生活を送れば、感染しないことがわかっています。また、治療法の進歩によって、適切な治療を継続することで体内のウイルス量を抑え、エイズの発症を防ぐことが可能となっています。

【ハンセン病患者・元患者やその家族】

ハンセン病は、感染力の非常に弱い「らい菌」による感染症です。今では、その治療方法も確立され、早期に適切な治療を行うことにより、後遺症を残すことなく治癒することが可能です。

しかし、戦前からの誤った知識のために、強制隔離政策が続けられた結果、患者やその家族に対する差別や偏見が存在しました。平成 20（2008）年には、「ハンセン病問題の解決の促進に関する法律」が成立しましたが、差別や偏見が依然として残っています。また、令和元（2019）年には家族に対する差別被害を発生させた国の責任を認める判決が出され、国としても、内閣総理大臣談話を閣議決定し、患者・元患者やその家族が置かれた境遇を踏まえた人権啓発、人権教育などの普及啓発活動の強化に取り組むこととされました。

【新型コロナウイルス感染症患者やその家族・医療従事者等】

新型コロナウイルスは、令和元（2019）年末頃より出現し、世界的な感染拡大をもたらしました。その後、治療薬やワクチンの開発、医療提供体制の整備などが進み、令和５（2023）年５月８日からは、感染症法上の位置づけが「５類感染症」に変更されました。また、新型コロナウイルス感染症への対応を踏まえ、令和６（2024）年４月から、今後の感染症危機に備え、都道府県と医療機関等が平時から協定を締結する仕組みが開始されました。

新型コロナウイルス感染症の流行時には、感染症患者やその家族の個人情報がインターネット上でさらされ、根拠のない情報に基づく誹謗中傷を受けたり、医療従事者やエッセンシャルワーカー等への差別・偏見が行われたりと、様々な人権問題が発生しました。思い込みや過剰な反応による差別や偏見をしないためにも、一人ひとりが正しい情報を確認し、冷静な対応を心がけるよう啓発していくことが重要

です。

令和７年度の市民意識調査の結果を見ると、「感染症患者等の人権が守られていないと感じるのはどのようなことか」については、「ＨＩＶやエイズ、ハンセン病等について正しく理解がされていないこと」が 51.3％と突出して高くなっています。また、「差別的な発言や行動をされること」が 24.4％、「わからない」が 24.1％となっています。これらの結果からわかるように、エイズ患者やＨＩＶ感染者、ハンセン病患者・元患者等に対しては、誤った知識や理解不足によるマイナスイメージが依然として見られ、正しい理解を広げていくことが必要です。

「感染症患者等の人権を守るために、どのようなことが必要だと思うか」については、「プライバシーを保護すること」が 44.7％と最も高く、次いで「エイズやハンセン病等の実態や疾患の正しい理解の啓発により、偏見や差別を解消すること」が 37.8％、「学校教育、生涯学習を通じて、感染症に対する正しい理解や認識を深める教育を行うこと」が 37.2％となっています。このことからも、ハンセン病やエイズ・ＨＩＶ等感染症に対する正しい知識の普及、また、結核やその他の感染症についても理解の促進を図り、患者や元患者、感染者、そしてその家族が差別や偏見を受けることがないように、関係機関と連携して人権教育・啓発を今後も一層進めていく必要があります。

また、新型コロナウイルス感染症の流行では、誹謗中傷やデマの拡散、ＳＮＳ等で感染者等の個人情報やプライバシーが公開されるなど、新たな人権問題が顕在化しました。こうした経験を踏まえ、今後、新たな感染症が発生した場合においても、感染症に関する正しい知識や情報を周知するとともに、患者やその家族、医療従事者等の人権に配慮した冷静な行動を呼びかけ、個人情報の流出や誹謗中傷、偏見や差別を防止することが重要です。

（施策の方向）

１　感染症について理解の促進

| 推進施策 | 内容 |
|---|---|
| 感染症に対する正しい知識の普及 | ・保健所、医療機関等と連携し、感染症について正しい知識を普及啓発し、感染症患者に対する偏見や差別の解消を図ります。 |
| 感染症患者のへ相談支援 | ・保健所、医療機関等との連携を図りながら、個人情報の保護に十分留意した、感染症患者、患者家族への相談支援を実施します。 |

**人権に関する市民意識調査（糸魚川市）　令和７年11月実施**

あなたが「感染症患者等の人権が守られていない」と感じるのは、どのようなことですか。

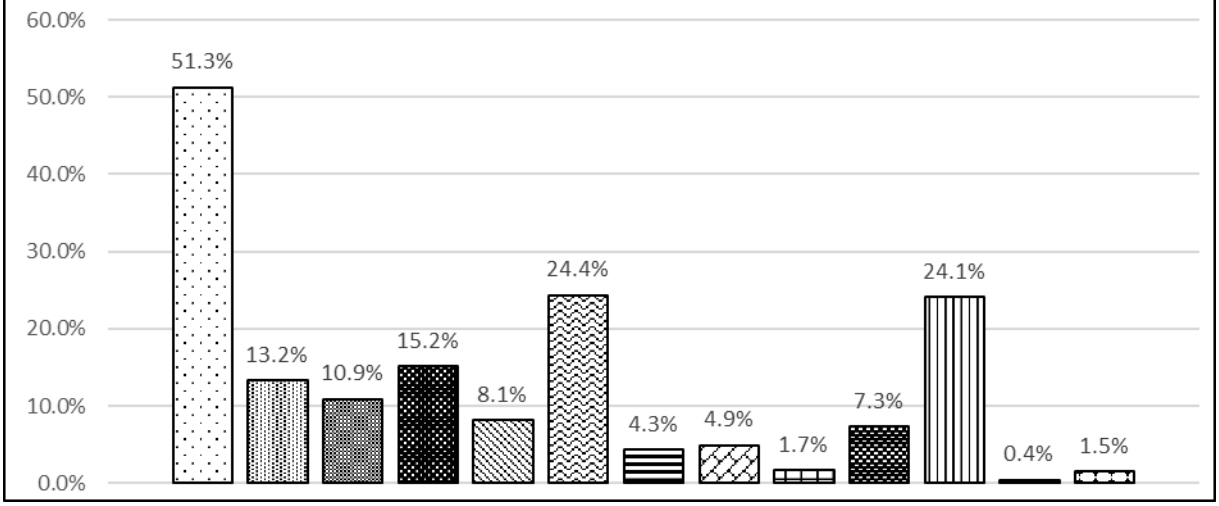

## ８　性的指向・性自認

（現状と課題）

性的指向とは、人の恋愛・性愛がどういう対象に向かうのかを示す概念であり、具体的には、異性愛（ヘテロセクシュアル）・同性愛（ホモセクシュアル）・両性愛（バイセクシュアル）などを指します。

性自認とは、自分の性をどのように認識しているのかを示す概念であり、性自認（こころの性）と生物学的な性（からだの性）が一致しない状態をトランスジェンダーと呼び、一致していないことによる違和感を覚えたり、身体の手術を通じて性の適合を望んだりします（性同一性障害）。

平成 16（2004）年に施行された「性同一性障害者の性別の取扱いの特例に関する法律」で、性同一性障害者であって一定の条件を満たす者に対する性別の取扱いの変更について規定され、平成 20（2008）年の改正法により要件が緩和されました。

また、令和元（2019）年には世界保健機関（ＷＨＯ）が作成する国際疾病分類（ＩＣＤ－11）が改訂され、「性別不合」が精神疾患の分類から外れ、性の健康に関連する状態として位置づけられました。また、令和５（2023）年 10 月には、最高裁判所において、性別変更の要件のうち、生殖腺がないこと又はその機能を永続的に欠く状態であることを求める要件が、憲法第 13 条に違反し無効であるとの判断が示されました。

性的指向や性自認を理由とする差別的取扱いについては、現在では不当であるという認識が広がってきており、差別解消に向けた取組も活発化していますが、未だに偏見や差別は発生しています。令和５（2023）年６月には、「性的指向及びジェンダーアイデンティティの多様性に関する国民の理解の増進に関する法律」が施行され、性的指向及びジェンダーアイデンティティの多様性について、国や地方公共団体等が理解の増進に関する施策を推進することとされました。

また、近年では、性的指向や性自認に関する侮辱的な言動などの「SOGI ハラスメント」や、本人の同意なく性的指向や性自認を第三者に明らかにする「アウティング」なども人権上の問題となっています。職場においては、こうした言動やアウティングがパワーハラスメントに該当し得ることが示されています。また、学校や職場などにおける制服、服装、更衣室、トイレ、呼称など、日常生活の様々な場面において、本人の意思を尊重した適切な配慮が求められています。

さらに、令和８（2026）年６月には、同法に基づく「性的指向及びジェンダーアイデンティティの多様性に関する国民の理解の増進に関する基本的な計画」が策定され、教育、啓発、相談体制の整備など、理解増進に関する施策を総合的かつ計画

的に推進することとされています。

性に関する多様性を多くの人に認識してもらうため、習慣や常識となっている考え方を見直す機会を提供し、性的少数者（セクシュアルマイノリティ：ＬＧＢＴＱ）の認知と理解を促す啓発活動を実施していく必要があります。

令和７年度の市民意識調査の「性的指向・性自認を理由とした人権侵害が起きていると感じるのはどのようなことか」については、「差別的な言動をされること」が 34.0％と最も高く、次いで「性的指向・性自認が尊重されないこと」が 33.8％となりました。また、「わからない」の回答率も 26.1％と高くなっています。このことから、性的指向・性自認についての理解をさらに深めるため、学校、地域、家庭、職場などの様々な場面で、性のあり方を尊重する意識の醸成を図り、誰もがその人らしい生活を送れる社会づくりを進めていく必要があります。

（目標指標）

| 施策指標 | 現状<br>(R7) | 目標<br>(R13) | 根拠ﾃﾞｰﾀ |
|---|---|---|---|
| 「ＬＧＢＴＱ」の認知度<br>（知っているの計）（％） | 79.6 | 90.0 | 人権問題に関する市民意識調査 |

**人権に関する市民意識調査（糸魚川市）　令和７年11月実施**

あなたが「性的指向・性自認を理由にした人権侵害が起きている」と感じるのは、どのようなことですか。

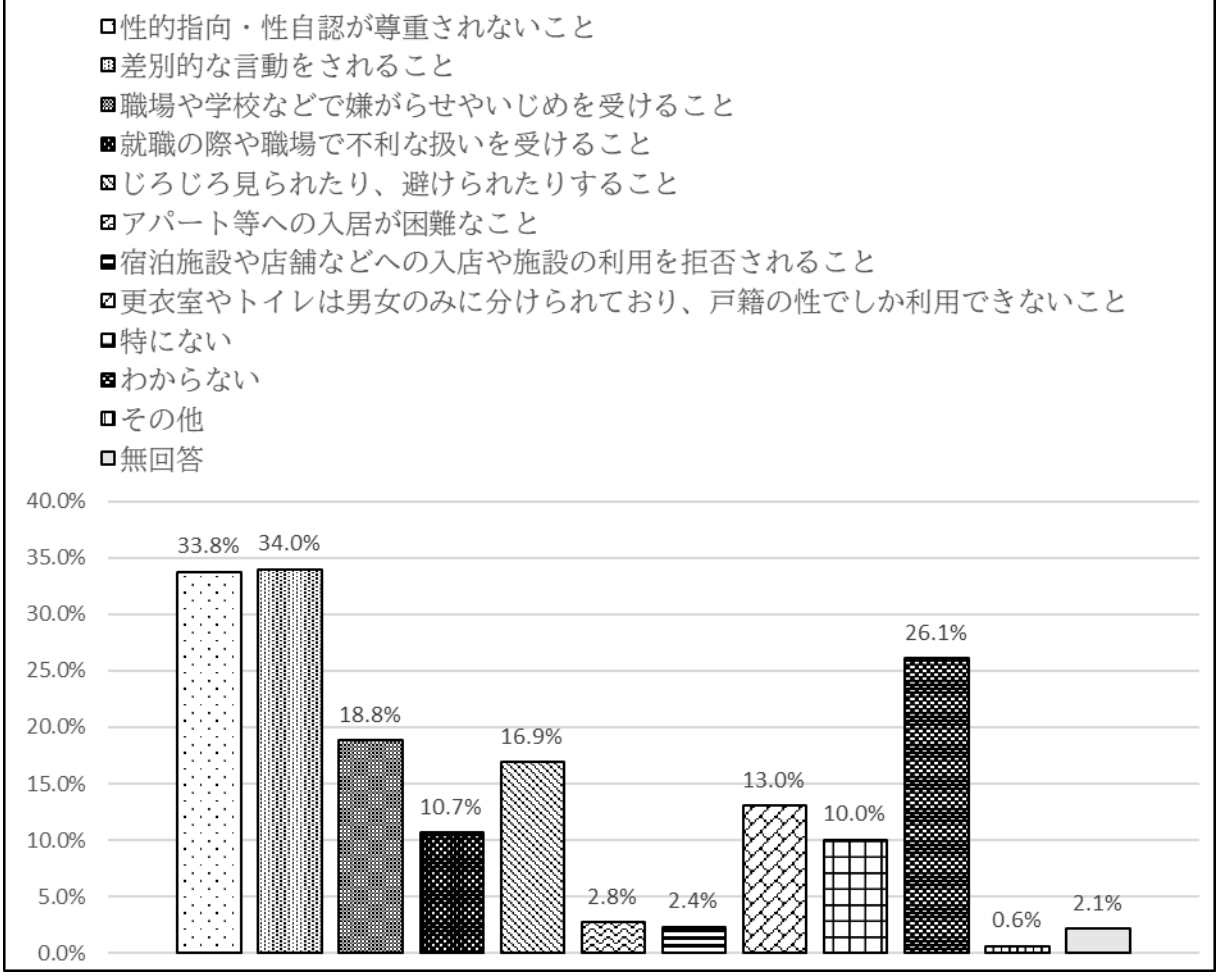


（施策の方向）

１　性的少数者が暮らしやすい社会づくり

| 推進施策 | 内容 |
|---|---|
| 性的指向・性自認に対する正しい理解を深めるための教育・啓発の推進 | ・広報紙やホームページによる啓発を行います。<br>・性的指向・性自認に関する研修会の実施等、性的少数者への理解を深めるための学習機会を市民に提供します。 |
| 性的少数者への相談支援 | ・法務局、人権擁護委員協議会等との連携を図りながら、個人情報の保護に十分留意した相談支援を実施するとともに、相談窓口の周知を図ります。 |

## ９　様々な人権問題

（現状と課題）

【働く人】

現在日本では、定年の引上げや外国人労働者の増加、女性就業者率の上昇などによる働く人の多様化と、派遣社員や契約社員、パート・アルバイト、フリーランスなど働き方の多様化が進む一方、様々なハラスメント、長時間労働による過労死や過労自殺、ニート・フリーター、ワーキングプアなど、多くの人権問題が生じています。令和４（2022）年４月には、中小企業においても職場におけるパワーハラスメント防止措置が義務化されました。また、令和６（2024）年 11 月には「フリーランス・事業者間取引適正化等法」が施行され、フリーランスの取引の適正化やハラスメント対策など、就業環境の整備が進められています。さらに、令和８（2026）年 10 月からは、改正「労働施策総合推進法」等により、事業主にカスタマーハラスメント対策や求職者等に対するセクシュアルハラスメント対策が義務付けられました。

働く人の人権の尊重のため、企業等に対する人権啓発の推進はもちろんのこと、市民が職場等で人権侵害に遭った場合に適切な対応ができるよう啓発を行うとともに、安心して相談できる環境づくりを推進していくことが重要です。

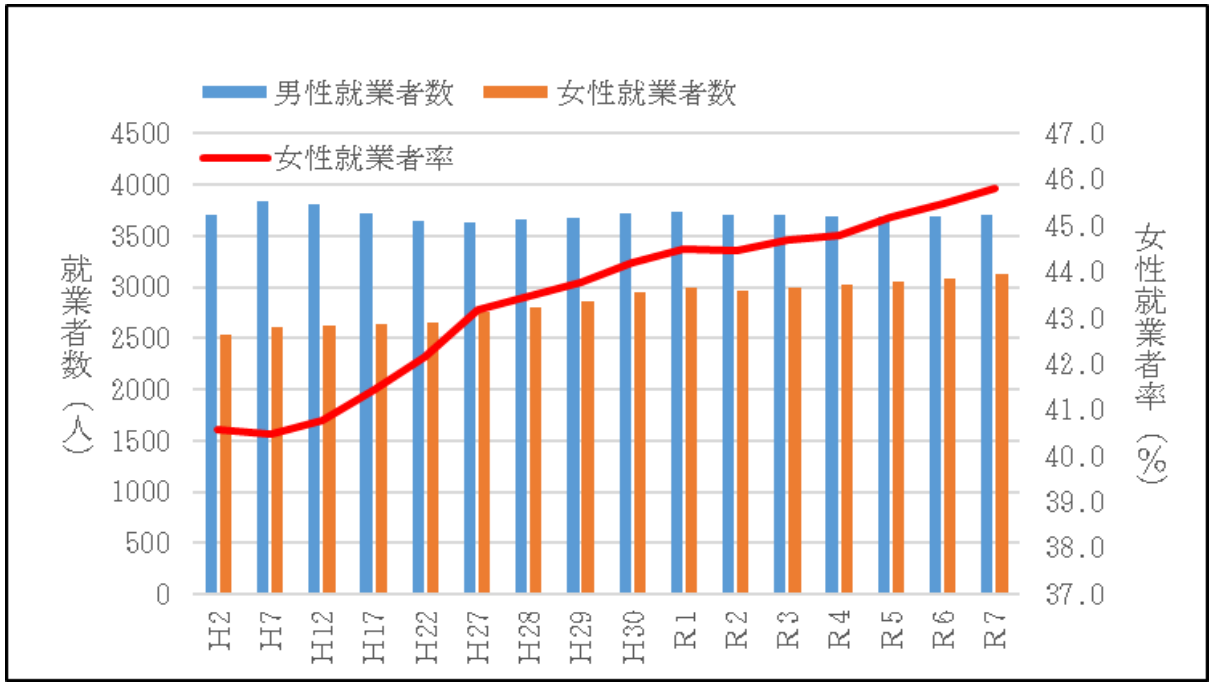


図２　男女別就業者数と女性就業者率

出典：「労働力調査」　総務省 統計局　令和７年１月 30 日

【犯罪被害者とその家族】

犯罪被害者やその家族は、生命や財産を奪われる、傷害を負わされるなどの被害に加え、後遺症や精神的被害、経済的損失などに苦しめられているにもかかわらず、興味本位のうわさや配慮に欠けた言動、偏見、誹謗中傷、報道機関の過剰取材等による二次的被害を受けていることがあります。

平成 16(2004)年には、犯罪被害者等のための施策を総合的かつ計画的に推進し、犯罪被害者等の権利利益の保護を図るため、「犯罪被害者等基本法」が制定され、「すべて犯罪被害者等は、個人の尊厳が重んぜられ、その尊厳にふさわしい処遇を保障される権利を有する。」としました。令和８（2026）年３月には「第５次犯罪被害者等基本計画」が国により策定され、令和８年度から令和 12 年度まで、犯罪被害者等への途切れない支援や、地方公共団体等における支援体制の充実などを進めることとされています。

本市では、令和４（2022）年４月に「糸魚川市犯罪被害者等支援条例」を施行し、犯罪被害者等への相談・情報提供、見舞金、日常生活への支援、居住及び雇用の安定など、必要な支援を途切れることなく提供することとしています。さらに、令和５（2023）年３月には「糸魚川市犯罪被害者等支援推進計画」を策定し、関係機関等と連携した支援を進めています。

犯罪被害者等の名誉や私生活の平穏を守るためには、犯罪被害者等が置かれている状況や支援の必要性について理解を深め、二次的被害を防止するとともに、地域社会全体で支えていくことが重要です。

【刑を終えて出所した人】

刑を終えて出所した人やその家族に対する偏見や差別は根強く、社会復帰のための住居の確保や就職、就労などにおいて、差別的な扱いを受けることがあります。

平成 28（2016）年に制定された「再犯の防止等の推進に関する法律」に基づき、国は「再犯防止推進計画」を策定し、「誰一人取り残さない」社会の実現に向けた施策を推進しています。さらに、令和５（2023）年３月には「第二次再犯防止推進計画」が国により策定され、就労・住居の確保、保健医療・福祉サービスの利用促進、民間協力者の活動促進、地域による包摂の推進などの取組が進められています。

本市においても、令和４（2022）年３月に「糸魚川市再犯防止推進計画」を策定し、令和４年度から令和８年度までを計画期間として、犯罪をした人等を「犯罪に戻らない、戻さない」よう責任ある社会の一員として受け入れられる社会環境を整

え、地域社会から孤立しないための支援に努めています。

刑を終えて出所した人の社会復帰には、本人の更生意欲と併せて、地域社会の理解と協力が必要となります。本市では、更生保護協力雇用主制度もあり、保護司等と連携して更生を支えています。再犯を防止し、自立・更生を支えるだけでなく、犯罪をした人等が地域社会から孤立することのないよう、市民の更生保護に対する理解の促進と啓発に努めることが重要です。

【個人情報保護】

平成 17（2005）年には、「個人情報の保護に関する法律」が全面施行され、行政機関だけでなく、事業者においても適正な個人情報の取扱いが求められてきました。その後、デジタル化の進展等を踏まえた法改正が行われ、令和４（2022）年４月には、個人の権利利益を害するおそれのある個人データの漏えい等について、個人情報保護委員会への報告や本人への通知が義務化されました。また、令和５（2023）年４月からは地方公共団体にも「個人情報の保護に関する法律」に基づく全国共通のルールが適用されています。

しかし、行政や企業等が保有している大量の個人情報の流出、個人情報の不正取得、インターネットやＳＮＳへの個人情報の書き込みなど、人権侵害につながる個人情報の問題が発生しています。スマートフォンやＳＮＳ、各種オンラインサービスの普及により、個人情報が一度インターネット上に流出すると、短時間で広く拡散するおそれもあります。

また、平成 25（2013）年に社会保障・税番号制度等を規定した「行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（マイナンバー法）」が制定されました。令和５（2023）年には同法が改正され、マイナンバーの利用範囲の拡大や情報連携に関する規定の見直しが行われるなど、その利活用が進んでいることから、個人情報の適正な管理と取扱いが一層求められています。

個人情報の提供に当たっては、利用目的を確認し、不要な情報は提供しないことが重要です。一人ひとりが「自分の情報は自分で守る」という意識を持つとともに、行政や事業者においても個人情報を適正に取り扱うよう、個人情報保護についての周知・啓発に努めます。

【その他】

アイヌの人々、ホームレスの人たち、婚外子、新潟水俣病被害者、北朝鮮当局による拉致被害者、東日本大震災をはじめとする大規模災害に起因する人権問題等、

様々な人権問題についても、それぞれの問題の性質や本質を理解した上で、社会情勢の変化に応じて的確に対応していく必要があります。

また、社会のデジタル化やＳＮＳ等の普及、家族や地域社会のあり方の変化などに伴い、従来は十分に認識されていなかった人権問題や、複数の要因が重なり合う複雑な人権問題も生じています。

これら様々な人権問題の解決のためには、基本的に何が人権問題なのかを的確に判断できる知識や感性を育てるとともに、市民一人ひとりが差別の問題を他人事とせず、自分自身の問題として捉え、正しく向き合いながら考えていくことが必要です。

また、今後、新たに生じる人権問題についても、社会情勢や人権を取り巻く環境の変化を的確に把握し、それぞれの問題の状況に応じた取組を進めていく必要があります。

（施策の方向）

1　様々な人権問題に対する人権意識の高揚

| 推進施策 | 内容 |
| --- | --- |
| 様々な人権問題に対する人権意識を高揚するための教育・啓発の推進 | ・広報紙やホームページによる啓発を行います。<br>・様々な人権に関する学習機会を市民に提供します。 |

2　個人のプライバシーや名誉に関する理解促進の充実

| 推進施策 | 内容 |
| --- | --- |
| 個人のプライバシーや名誉に関する正しい理解を深めるための教育・啓発の充実 | ・プライバシーや個人情報保護などに関する啓発・学習機会を充実します。 |

3　人権侵害に対する相談・支援体制の充実

| 推進施策 | 内容 |
| --- | --- |
| 人権侵害に対する相談・支援体制などの整備 | ・身近で相談しやすい人権に関する相談・支援窓口を整備し、救済制度や支援機関などの情報提供を行います。 |
| 人権侵害に対して適切に対応するための関係機関との連携強化 | ・法務局、人権擁護委員、地域、各種団体などとの連携・協力を強化し、問題の解決を図ります。 |

4　社会情勢の変化に伴う新たな人権問題への対応

| 推進施策 | 内容 |
| --- | --- |
| 新たな人権問題の把握、情報提供 | ・関係機関との連携により、新たな人権問題に関する情報収集と情報提供を行います。<br>・計画の見直し毎に人権に関する市民意識調査を実施し、時代の変化に応じた人権問題の把握と、課題解決のための施策を推進します。 |